

幼稚園の再編及び認定こども園への移行について

教育委員会事務局 教育総務課
こども・健康スポーツ部 こども政策課

○橿原市保育所・幼稚園適正配置実施計画

橿原市には、10園の公立幼稚園と5園のこども園があるが、共働き世帯の増加や就労形態の変化により、こども園は入所希望者が増加する一方で、幼稚園では園児数の減少が著しく、10人に満たない過小規模園も出てきている。

子どもの育ちに大切な集団が小規模化していることに加え、施設の老朽化も問題となっていることから、未来を担っていく子ども達により良い保育・教育環境を提供することを目的に策定

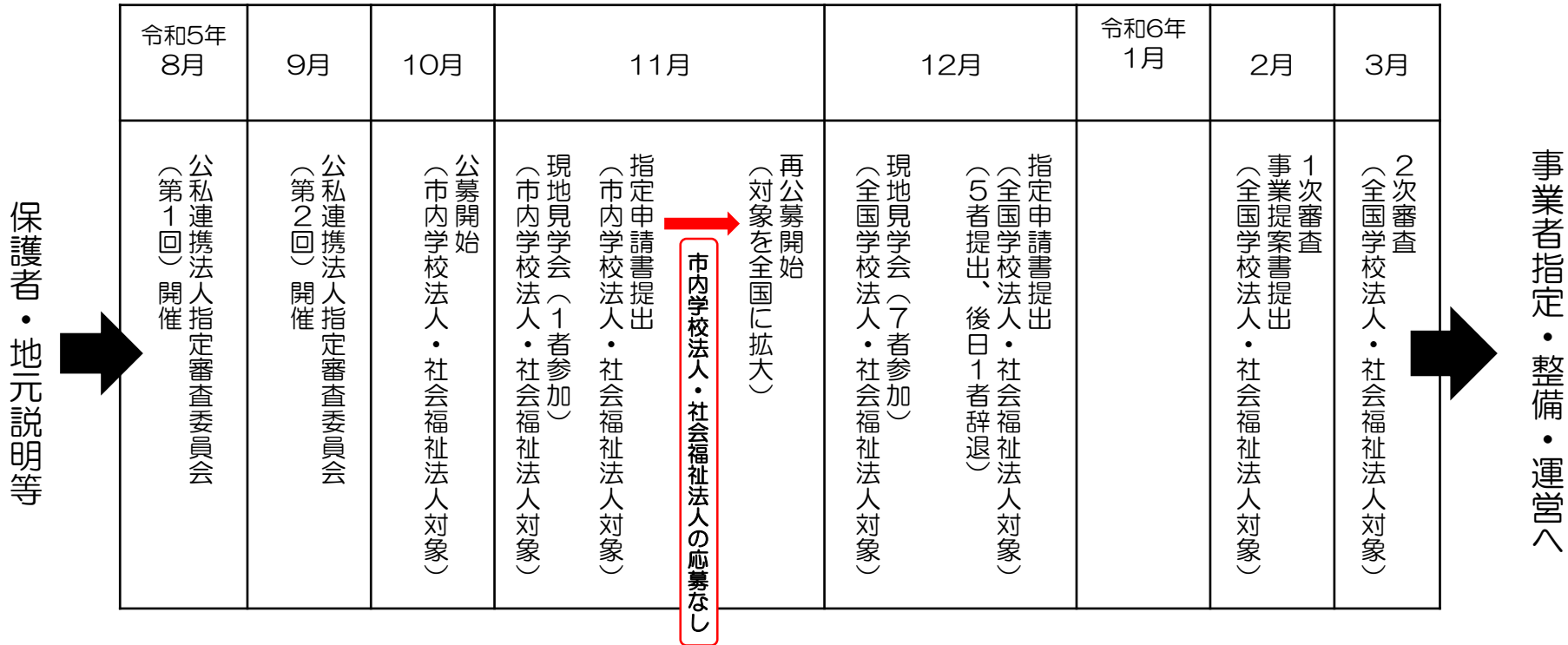
【 適正配置の具体策 】

- 1) 公立幼稚園の再編
- 2) 認定こども園の整備
- 3) 民間活力の導入の検討
- 4) 公立幼稚園での3歳児保育の実施と預かり保育の拡充
- 5) 過小規模園の対応

● 真菅北幼稚園と耳成西幼稚園の再編計画 （適正配置の具体策： 3）民間活力の導入の検討）

真菅北幼稚園と耳成西幼稚園を再編し、公私連携幼保連携型認定こども園を開園

(1) 進捗状況



(2) 懸案事項

- ・ 通園支援
- ・ 公私連携幼保連携型認定こども園開園後の耳成西幼稚園の閉園については、閉園に反対の保護者の会があるなかでどのように進めていくか

●畝傍南幼稚園と香久山幼稚園（適正配置の具体策：5）過小規模園の対応）

畝傍南幼稚園・香久山幼稚園ともに令和6年度から通園区域を廃止し、園区を市内全域に拡大する。

子どもの育ちに大切な集団を形成するため、通園区域を廃止し園児の増加に努める
それでも過小規模（各学年の園児数が14人以下）の状態が2か年続いた場合は3年目から
近隣の公立園で合同保育を開始する

（檀原市保育所・幼稚園適正配置実施計画より抜粋）

（1）園児数

	令和5年度		令和6年度（予定）	
	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児
香久山幼稚園	5	3	3	5
畝傍南幼稚園	6	8	0	6

（2）懸案事項

- ・畝傍南幼稚園の来年度入園予定者が0人であるが、現在の計画通り継続していくのか、改めて個別再編計画を策定した上で再編の手続きを進めていくのか検討していく必要がある

●こども園の認定こども園（幼保連携型）への移行 （適正配置の具体策：2）認定こども園の整備）

認定こども園は、保護者の就労状況に関わらず利用することができ、質の高い保育・教育を一貫して受けることができる施設で、機能別に4つの類型（幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型）に分かれています。

今後、公立幼稚園を認定こども園として整備する際は、保護者ニーズや地域バランス等を総合的に勘案しながら、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「幼保連携型」または、これまでの幼稚園機能を維持しやすい「幼稚園型」の認定こども園を目指します。

また、こども園についても、これまでの実績を踏まえて「幼保連携型」の認定こども園への移行を進めます。
その際には、1号認定の3歳児を新たに受け入れできるよう進めます。

（檀原市保育所・幼稚園適正配置実施計画より抜粋）

【認定こども園の類型】

類型	特 徴
幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持つ単一の施設として機能を果たす
幼稚園型	幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど保育所的な機能を備えて機能を果たす
保育所型	認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たす
地方裁量型	認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たす

檀原市が
進める類型

※ 檀原市に5園あるこども園は、公立の保育所・幼稚園を一体化したこども園で、認定こども園ではありません。
そこで、保護者の利便性の向上を図るため、認定こども園（幼保連携型）への移行を進めます。

(1) 認定こども園となることで変わる事変わらない事

変わる事	変わらない事
こども園である既存の公立幼稚園・保育所の名称が変わる	通園していただく園に変更はなし
1号認定（幼稚園的な利用）は3歳児より入園可能	認定こども園化による先生は変わりません
1号認定（幼稚園的な利用）の預かり保育の利用可能	1号認定（幼稚園的な利用）の場合でも、預かり保育や給食の利用はできる
2号認定（保育が必要な児童）については、入園後に保護者が就労等を辞めた場合でも、認定区分を変更することで継続して通園することができる	基本的な保育内容等や支援が必要な園児に対する人員配置の考え方
警報発令時における対応について、1号認定（幼稚園的な利用）も2・3号認定（保育が必要な児童）と同様の対応	1号認定（幼稚園的な利用）の通園区域
	保護者の方々に負担いただく費用

(2) 懸案事項

- ・認定こども園とすることで、こども園である既存の幼稚園が条例上廃止されることに対して、地域や保護者の理解を得ること